

ものづくり大学大学院学則

【平成16年5月28日 国技規程第76号】

【平成18年12月13日 一部改正】

【平成19年12月19日 一部改正】

【令和元年5月28日 一部改正】

第1章 総則

（目的）

第1条 ものづくり大学大学院（以下「本大学院」という。）は、文化・社会・経済・環境すべてにわたって真に価値あるもの及びものづくりの在り方を探求し、これを実践するとともに、そのための独創的かつ自発的な人材を育成し、ものづくりを通して社会に貢献すること、「ものづくり学」の拠点としての機能を充実させ、広く人類全般に貢献することを目的とする。

第2章 組織

（研究科及び課程）

第2条 本大学院にものづくり学研究科を置く。

2 研究科の課程は、修士課程とする。

3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を養うことを目的とする。

（専攻）

第3条 ものづくり学研究科に次の専攻を置く。

ものづくり学専攻

（教員組織）

第4条 本大学院の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」とい

う。)又は特定の課題研究の指導(以下「課題研究指導」という。)を担当する教員は、本学の教授、准教授及び講師とする。ただし、必要あるときは、このほか所定の資格基準に基づき、他の者を研究科委員会の議を経て学長が委嘱することができる。

(運営組織)

第 5 条 本大学院の管理運営のため、研究科に研究科委員会を置く。

2 前項の委員会の組織、任務、権限及び管理運営等については、別に定める。

(研究科長)

第 6 条 研究科に研究科長を置き、学部長をもって充てる。

(自己評価等)

第 7 条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。

3 第1 項の点検及び評価の結果については、ものづくり大学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

第 3 章 収容定員等、標準修業年限および在学期間

(収容定員等)

第 8 条 研究科の収容定員等は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
ものづくり学	ものづくり学	修士	20	40
計			20	40

第 9 条 修士課程の標準修業年限は2 年とする。

(在学期間)

第 10 条 在学期間は、標準修業年限の2 倍を超えることができない。

第4章 教育方法等

(教育方法)

第11条 本大学院の教育は、研究指導又は課題研究指導によって行うものとする。

(履修方法等)

第12条 前条に規定する授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導又は課題研究指導の履修方法は、研究科において定める。

(単位の授与)

第13条 修士課程における授業科目の履修単位は、試験あるいは研究報告又は研究成果の成績により、研究科委員会の議を経て研究科長が授与するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第14条 本大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に他大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、第29条の規定による留学の場合に準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第15条 本大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けさせることができる。

ただし、その期間は1年を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(論文の審査及び試験)

第 17 条 学位論文又は特定の課題の研究成果等の審査は、研究科委員会において行うものとする。

2 最終試験の合格・不合格の判定は、研究科委員会が行うものとする。

(課程の修了及び学位の授与)

第 18 条 修士課程の修了要件は、2 年以上在学し、授業科目について30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導又は課題研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題の研究成果等の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士課程を修了した者には学位を授与する。

3 学位の授与については、別に定める。

第 5 章 入学・退学・再入学・編入学・転学・留学・休学及び懲戒

(入学時期)

第 19 条 入学の時期は、毎年4 月を原則とし、学期ごとの入学を認めるものとする。

第 20 条 修士課程の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第52 条に定める大学の卒業者
- (2) 学校教育法第68 条の2 第3 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16 年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3 年以上在学し、又は外国において学校教育における15 年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (7) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願の手続)

第 21 条 入学を志願する者は、別に指定する入学願書及び書類に検定料を添え、本学に提出しなければならない。

(合格者の決定)

第 22 条 学長は、前条の入学志願者に対し、選抜試験を行い、出身大学長の提出する成績、及び健康診断等を総合して、当該研究科委員会の議を経て合格者を決定する。

2 前項の考査の方法、時期等については、その都度これを定める。

(入学手続)

第 23 条 入学手続については、ものづくり大学学則（以下「大学学則」という。）第 17 条の規定を準用する。

第 24 条 学長は、前条の手続を経た者に対し、入学を許可する。

(休学)

第 25 条 疾病その他の事由により、3 月以上修学できないときは、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため、修学が不適當と認められる者に対しては、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、通算して2 年を超えることができない。

4 休学の事由が消滅したときは、速やかに復学願を提出し、許可を受けるものとする。

(退学)

第 26 条 病気その他の事由により退学したい者は、退学願を提出し、研究科委員会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第 27 条 本学の大学院研究科を退学した者が再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て学長が許可することがある。

(編入学及び転学)

第 28 条 編入学及び転学については、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

2 他の大学の大学院から本学の大学院に転学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り許可することがある。

(留学)

第 29 条 本大学院が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院に留学することを許可することができる。

2 留学の期間は、第9 条及び第10 条に規定する標準修業年限及び在学期間を含めるものとする。

(懲戒)

第 30 条 懲戒は、研究科委員会の議を経て学長がこれを行う

2 懲戒については、大学学則を準用する。

第 6 章 入学検定料、入学料及び授業料等学生納付金

(学生納付金)

第 31 条 入学検定料、入学料及び授業料等の額は、別表のとおりとする。

2 授業料等学生納付金の納付については、大学学則の規定を準用する。

3 復学、退学、除籍、停学、休学に伴う授業料等学生納付金については、大学学則の規定を準用する。

(学生納付金の免除等)

第 32 条 入学検定料、入学料及び授業料等の免除等については、大学学則の規定を準用する。

第 7 章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第 33 条 本大学院の学年、学期及び休業日については、大学学則の規定を準用する。

第 8 章 科目等履修生、研究生及び外国人特別学生

(科目等履修生、研究生及び外国人特別学生)

第 34 条 本大学院に科目等履修生、研究生及び外国人特別学生の制度を設ける。

2 科目等履修生、研究生及び外国人特別学生については、大学学則の規定を準用する。

第 9 章 特別聴講学生及び特別研究学生

(特別聴講学生)

第 35 条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本大学院の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第 36 条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本大学院において研究指導又は課題研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受入れを許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(検定料及び入学料)

第 37 条 特別聴講学生及び特別研究学生の検定料並びに入学料は徴収しない。

(授業料)

第 38 条 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料及びその納付については、大学学則の規定を準用する。

第 10 章 雑則

(学則の改正)

第 39 条 この学則の改正は、代議員会及び大学運営連絡会の議を経て、理事会で行う。

(雑則)

第 40 条 この学則に規定しない事項は、大学学則を準用する。

附 則

この学則は、平成16 年5 月28 日から施行し平成17 年4 月1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成19 年4 月1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成19 年12 月19 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31 年4 月1 日から施行する。
- 2 第31 条の規定は、令和2 年4 月1 日から適用する。

別表（第31 条関係）

区 分	金 額
入学検定料	30,000 円
入 学 料	200,000 円
授 業 料	年額 480,000 円
実験実習費	年額 160,000 円
施設整備費	年額 160,000 円
休学中に徴収する額	年額 240,000 円